

平成 17 年 7 月

17 年度「消費者問題出前講座」について

高齢者における消費者トラブルが年々増加の一途を辿ってきたことを踏まえ、内閣府では、平成 13 年度より、老人クラブや高齢者学級等の要請に基づき消費者問題に関する専門家を現地に派遣するという出前講座を実施している。

平成 17 年度については、下記内容の事業を実施の予定。

【出前講座の概要】

(1) 対象者、講座回数

〈高齢者向け〉合計約 1,000 回

- ・ 老人クラブや高齢者学級等の団体の活動を通じた、高齢者向け講座(約 700 回)
- ・ 独居老人や直接講座に参加することができない高齢者のための、民生委員や介護ヘルパー向け講座(約 300 回)

〈若年層向け〉合計約 400 回

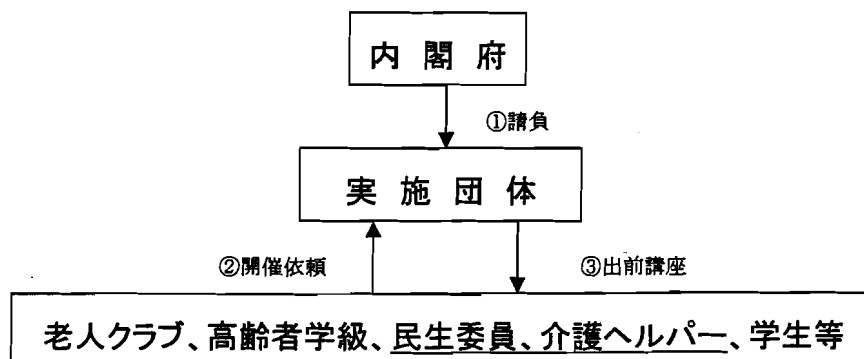
- ・ 中高生の父母(PTA活動の場を活用)、高校生、大学生、(合計約400回)

(2) 講座テーマ

悪質商法や消費者被害救済、消費者契約法等

(3) 実施方法

- ①消費者関連の専門家を抱える団体と請負契約。
- ②全国の自治体や各種団体等から出前講座の開催依頼を受ける。
- ③専門家を講師として公民館等の施設や集会所に派遣し、出前講座を開催。小冊子やパンフレット等を使った講義を行う他、演劇、ビデオ、紙芝居、コント、腹話術や落語等、参加者にとって親しみやすい方式を織り込む。



悪質商法あれこれ

家庭訪販

消火器、新聞、掃除機、
学習教材など



利殖商法

大豆、金、石油、牛、昆虫、
外国為替証拠金など



点検商法

白蟻、ねずみ、床下換気扇、
排水管清掃、布団類など



無料商法

無料サービス、無料招待、
無料体験などと言って
売りつける



SF(催眠)商法

電気治療器、布団、
健康食品など



次々販売

アクセサリ、和服、
絵、エステ、資格講座など



訪問販売でアフターサービスと言って次々と買わされることもある。

実験商法

商品効果の化学的根拠はありません



開運商法

印鑑、祈とう、数珠、アクセサリーなど



当選商法

海外宝くじ、会員権、車など



送りつけ商法

商品を注文もしないのに一方的に送りつける商法

- ・福祉目的をうたい寄付と勘違いさせる
- ・人の名誉や自尊心をくすぐる



紹介販売

健康食品、下着、化粧品、電話機、美容器具など



気をつけよう

- ただより高いものはなし
- 口先の優しい言葉にご用心
- 行きはよいよい、帰りは怖い
- ひとりで決めず話してみよう
- はじめが肝心、断る勇氣



困ったときは

(社)全国消費生活相談員協会

後援：内閣府国民生活局